

〔 お知らせ 〕 2019年度GBRC業務説明会の開催状況

## 2019年度GBRC業務説明会に ご参加いただきありがとうございました

各会場ともにお越し頂きまして誠にありがとうございました。  
開催後にお送りするアンケートでご意見やご感想、ご質問などお寄せ頂けますと幸いです。

↓ 東京会場の様子

### 7月4日開催予定としておりました 鹿児島会場について

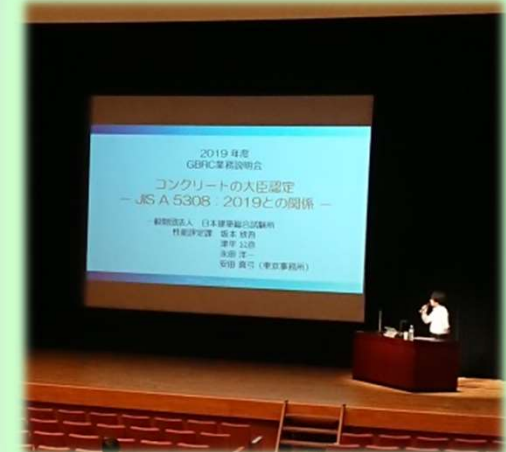
悪天候のため開催中止とさせて頂きました  
鹿児島会場ですが、下記の日時・場所で  
改めて開催させて頂く運びとなりました。  
なお、7月4日の事前ですすでにお申し込み頂い  
ている場合、再度のお申し込みは不要です。  
日時・場所は、下記のとおりとなります。

日時：**2019年8月29日(木) 15:45～16:30**  
場所：**サンプラザ天文館 7階ホール**

※ 7月開催予定としておりました会場とは  
別会場となります。お気を付け下さい。

会場アクセス：

<http://sunplaza-tenmonkan.com/access.html>



↑ 大阪会場の様子





## JISの改正 - 産業標準化法 -

平成から令和に時代が移り早くも3ヵ月が経とうとしておりますが、各分野で大小様々な改正が行われています。その中でも、我々に身近な存在の「JIS」が改正されました。本改正によって、法律名は「工業標準化法」から「産業標準化法」へ、規格名は「日本工業規格 (JIS)」から「日本産業規格 (JIS)」へ変更されています。

コンクリートの大臣認定制度において、JISを参照する場面がいくつも登場します。しかし、今回のJIS名称等の変更に伴う大臣認定コンクリートの取得や実運用における直接的な影響はありませんので、ご安心ください。

## 2019年5~7月内に改正されたJISの紹介

改  
正

### JIS A 0203 コンクリート用語

#### 主な改正点

- ・ 2343 フェロニッケルスラグ 骨材  
⇒ JIS A 5011-2の改正に伴い『**フェロニッケル細骨材**』から『**フェロニッケル骨材**』へ名称変更された。
- ・ 3107 含水率 (骨材の)  
⇒ 表面水の表記をわかりやすくし、定義 (骨材粒の内部に含まれる水量と骨材の表面についている水量の総和) が明確にされた。
- ・ 軟石量のJIS廃止に伴い、現行規格から削除された。

### JIS A 1116 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法 (質量方法)

#### 主な改正点

- ・ 本規格の適用範囲が、粗骨材の最大寸法が40mm以下のコンクリートを対象とすることが明記された。
- ・ 突き棒の寸法表記をJIS A 1128と同様となるように規定された (50cm~60cm ⇒ 500mm~600mm)。
- ・ 突き棒で締固める場合において、流動性の高いコンクリートの場合は締固め方法を変えてもよいこととなった。  
(規格内記載文: 流動性の高いコンクリートの場合には、十分な締固めが得られる範囲で突き数及び又はたたく回数を減らしてもよい)

### JIS A 1128 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法 - 空気室圧力方法 -

#### 主な改正点

- ・ 無注水法における容器への注水方法と注水量、有効桁が明確にされた。  
(注水する水の温度による容積補正、丸めの桁数 (1g単位)、キャリブレーション器具を有する蓋を取り付けた後容器の容積に相当する質量の水を注水口から1gの精度で注入する)



## 〔トピックス〕 暑中コンクリートの施工指針が改定されました

### 改定

### 日本建築学会 暑中コンクリートの施工指針・同解説

前回の改定（2000年）から約20年が経過しましたが、近年は気候変動に伴う夏場の気温上昇が顕著であり、2000年改定時には想定していなかった状況（荷卸し時の温度が35℃を超えるコンクリートなど）が発生しています。このため、前回の指針改定以降に得られた知見等をふまえ、今回の改定が行われました。

なお、**過去に認定を取得した大臣認定コンクリートを出荷する際には、本指針の改定後も、認定取得時の性能評価書に記載されている内容に従って、大臣認定コンクリートの製造や管理を行って下さい。**

#### 主な改定のポイント（詳細については、当該指針等にてご確認ください）

- ・ 暑中コンクリート工事の適用期間（「暑中期」）は、「日平均気温の日別平滑値が25.0℃を超える期間」とし、この日別平滑値を算定する際に用いる気象データの期間は、過去10年間の標準とした。
- ・ 日平均気温の平年値28.0℃を境に、暑中コンクリートの区分を2段階に分けることとし、28.0℃を超える期間を「酷暑期」と設定した。
- ・ 受入れ時のコンクリート温度は35℃以下（「酷暑期」においては38℃以下）を原則とした。
- ・ 「酷暑期」においては、従来18cmとされていた標準スランプを21cmに変更するとともに、高性能AE減水剤（遅延形）の使用を原則とした。さらに、コンクリートの乾燥収縮ひずみを $8 \times 10^{-4}$ 以下に抑制することも規定した。なお、「酷暑期」であっても、信頼できるデータがあれば、スランプの標準値を18cmとすることや、高性能AE減水剤（標準形）の使用も認めている。
- ・ 事前協議の重要性が述べられた。また、ブリーフィング（事前協議）で使用するチェックリストの一例が示された。

### 暑中コンクリートの施工指針・同解説

Recommendation for Practice of Hot Weather Concreting

日本建築学会



## 〔トピックス〕 建築法規おける用語について

### 建築基準法第20条とその関係法令について

Vol.10から、主にRC造の関係法令について取り上げています。Vol.16では、構造計算に関係する法令について解説します。建築物へ作用する荷重として、自重(固定荷重)、積載荷重、雪荷重、風荷重、地震荷重、温度荷重、土圧、水圧、津波荷重、衝撃荷重等が想定されます。建築物はその供用期間中、これらの荷重に対して構造上安全であることが求められます。建築基準法では、**法第20条で、規模や構造種別等に応じて建築物を4分類(第1項 第一号から第1項 第四号)**しています。また、**令第81条では構造計算について定め、令第36条では耐久性、施工性、防火性及び耐火性等について規定しています。**

法第20条※1 (構造耐力)	第1項 第一号 (超高層建築物)	第1項 第二号 (大規模建築物)			第1項 第三号 (中規模建築物)	第1項 第四号 (小規模建築物)
RC造 建築物の 規模	高さ>60m	31m<高さ≤60m		20m<高さ≤31m	高さ≤20mで、 階数≥2 または 延べ面積≥200m <sup>2</sup>	一号から三号に 該当しないもの
令第81条 (構造計算)	第1項 (時刻歴応答解析)	第2項 第一号 イ (保有水平耐力計算)	第2項 第一号 ロ (限界耐力計算)	第2項 第二号 イ (許容応力度等計算)	第3項 (令第82条の各号 +令第82条の4)	(構造計算不要)
令第36条 (構造方法に 関する技術基準)	第1項 (耐久性等関係規定※2)	第2項 第一号 (一部を除く規定※3)	第2項 第二号 (耐久性等関係規定※2)	第2項 第三号 (全ての規定※4)	第3項 (全ての規定※4)	

※1：法第20条第2項は応力を伝えない構造方法(エキスパンションジョイントなど)で接している建築物の取扱いに関する規定のため、記載を省略しました。

※2：耐久性等関係規定とは、構造に関する原則や仕様に関する規定(令第36条~令第80条の3)のうち、令第81条の構造計算による安全性の確認では代替できないような、構造設計の原則や材料の品質、部材の耐久性、施工時の配慮、火熱等の検証項目等について定めた次の規定を指します。

令第36条、令第36条の2、令第36条の3、令第37条、令第38条(第1項、第5項、第6項)、令第39条(第1項、第4項)、令第41条、令第49条、令第70条、令第72条、令第74条、令第75条、令第76条、令第79条、令第79条の3、令第80条の2(大臣が指定する基準に限る)

※3：構造に関する原則や仕様に関する規定(令第36条~令第80条の3)のうち、次の規定は適用が除外されます。

令第67条(第1項(ただし、各号に係る措置は適用))、令第68条(第4項)、令第73条、令第77条(第二号から第六号)、令第77条の2(第2項)、令第78条(PC部材の接合部を除く)、令第78条の2(第1項三号)、令第80条の2(技術基準の指定部分のみ)

※4：構造に関する原則や仕様に関する規定(令第36条~令第80条の3)を指します。

## 【 材料性能評価委員会 】 スケジュール

2018年4月から、委員会の名称を『コンクリート材料性能評価委員会』から『**材料性能評価委員会**』へ変更させて頂きました。委員会の名称は変わりますが、委員会で確認させて頂く内容等は、これまでと同じです。

2019年8月から同年12月のコンクリート関係の委員会開催日程(予定日)は下表のとおりです。

(GBRCのホームページでもご確認頂けます)

	8月	9月	10月	11月	12月
事前検討会(大阪)注1)注2)	26日	27日	29日	26日	24日
事前検討会(東京)注1)注2)	29日	26日	31日	28日	26日
承認委員会(大阪)注3)	20日	17日	21日	18日	16日

注1) 事前検討会は、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

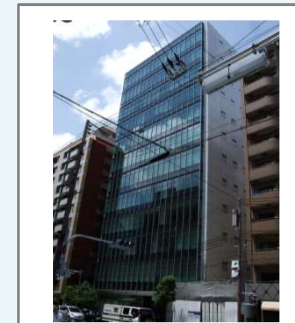
注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

### お知らせ

現在の別添等の雛形(最新版)は、**Ver. 12.5** です。

申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。

お手元にお持ちでない方は、ご連絡下さい。



GBRC大阪事務所



GBRC東京事務所※

※ 2018年5月21日に移転しました。



GBRC大阪事務所側より撮影

大阪事務所と東京事務所の間で  
**TV会議システム**を利用した状況(一例)

材料性能評価委員会では、法第37条で規定されている鋼材関係等の性能評価についても審議を行っています。  
鋼材関係等の性能評価についてのご相談やご申請などをご希望されている方がおられましたら、下記担当者へご紹介下さい。

### 〔 編集後記 (津平公彦) 〕

既に開催を終えた会場もいくつかございますが、2年ぶりにGBRC業務説明会を開催させて頂き、多くの皆様にご参加頂きました。ご参加下さいました皆様に改めてお礼申し上げます。なお、豪雨で開催中止とさせて頂いた鹿児島会場につきましては8月29日(木)の開催を予定しておりますので、是非ご参加下さい。また、7月1日より『産業標準化法』の運用が始まっています。工業製品に係る国家規格は、時代とともに『日本標準規格(JIS)』、『臨時日本標準規格(臨時JES)』、『日本規格(新JES)』、『日本工業規格(JIS)』と名称を変えてきました。今回、『日本産業規格(JIS)』に名称が変わりましたが、大臣認定との関係性は従来と変わりません。大臣認定コンクリートについては、これまでと同様の製造・管理を行って下さい。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 建築確認評定部 性能評定課  
担当者：GBRC大阪事務所 坂本欣吾、津平公彦、永田洋一  
GBRC東京事務所 安田真弓  
連絡先：GBRC大阪事務所 TEL 06(6966)7600  
GBRC東京事務所 TEL 03(3580)0866  
E-mail：[seinou3@gbrc.or.jp](mailto:seinou3@gbrc.or.jp)